

手続名
納税管理人申告(申請)

担当課・係（連絡先）

税務課・土地・家屋係（049-251-2711 内線354）

手続説明

・概要
納税管理人とは、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続き（書類の受領、納税や還付金の受領など）を行う方をいいます。

・申告が必要な場合
海外へ出国されるなどの理由により、自分の納税通知書の受領や納税などができなくなる場合、代わりに納税に関する手続きをする人を申告（申請）する必要があります。

納税管理人の変更など、提出した納税管理人申告書（申請書）の内容に変更が生じた場合には、その都度申告をする必要があります。

・提出期限
納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内
記載事項に変更が生じた日から10日を経過した日まで

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・納税管理人申告書（承認申請書）

※手続きには納税管理人ではなく納税義務者のマイナンバー確認書類と本人確認書類が必要です。

手続詳細URL

https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/koteitoshi/nouzeikanrinin.html
詳細は税務課土地・家屋係にお問い合わせください。

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり